

かんたんな労務知識

社会保険労務士法人 東海労務保険事務所
労働保険事務組合 西三河労務管理センター

令和3年4月1日



新年度を迎えて…、会社としては新入社員の入社や人事異動があり、個人としては、ご家族の卒入学・就職等で環境が大きく変化する方もみえるでしょう。新入社員の皆さんは、期待と不安を小脇に抱えての社会人スタートだと思います。コロナ禍において企業側の採用有利と言われてきましたが、愛知県での実情は人手不足感が否めません。最近では、「企業が働く人を選ぶ」のではなく、「働く人が企業を選ぶ」世の中に变化したと言われています。せっかく獲得できた新入社員の方々には、しっかり教育をして会社の中核を担ってもらえる人材として成長して欲しいものです。

今後の企業のテーマとして、①しっかりとした社員教育、②社員への活躍の場の提供、③社員の活躍を評価し、確実にフィードバックして社員教育へ繋げること。この①→②→③→①のサイクルを回し続けることが社員の成長と企業の成長に繋がる大切なことではないでしょうか。

▶ TOPIC 最新の助成金情報です！働き方改革推進支援助成金

今年度も生産性向上に寄与する設備投資や機器の購入の助成金が発表されました！

①勤務間インターバル導入コース

勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の休息時間を設けること

【助成される代表的なもの】

- ①生産性向上に資する設備機器の購入
- ②労務管理ソフトウェア、勤怠管理ソフト等
- ③人材確保に向けた取り組み（求人費用等）

【助成額と上限額】

休憩時間数	補助率	1企業当たりの上限額
9時間以上 11時間未満	3/4	80万円
11時間以上	3/4	100万円

常時労働者が30人以下で、かつ左記の所要額が30万円以上の場合は、上記補助率は4/5となります。

②労働時間短縮・年休促進コース

A 残業時間の削減 B 新たな休暇制度の導入 C 時間単位の有給休暇導入

【助成される代表的なもの】

- ①生産性向上に資する設備機器の購入
- ②労務管理ソフトウェア、勤怠管理ソフト等
- ③人材確保に向けた取り組み（求人費用等）

【上記ABCに対する助成額と上限額】各取り組みの合計額が上限額です

取組内容	補助率	1企業当たりの上限額
A 残業時間の削減	3/4	50万円～100万円
B 新たな休暇制度の導入	3/4	50万円
C 時間単位の有給休暇導入	3/4	50万円

常時労働者が30人以下で、かつ左記の所要額が30万円以上の場合は、上記補助率は4/5となります。

③労働時間適正管理推進コース *New!*

【助成される代表的なもの】

- ①生産性向上に資する設備機器の購入
- ②労務管理ソフトウェア、勤怠管理ソフト等
- ③人材確保に向けた取り組み（求人費用等）

【取組内容】

- ①新たに勤怠管理と賃金計算をリンクさせ、賃金台帳を作成・管理・保存できるようなシステムを用いた労働時間管理手法を採用すること
- ②賃金台帳等の労務管理書類を5年間保存することを就業規則に規定すること
- ③労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインに係る研修を労働者及び労務管理担当者に対して実施すること

【助成額と上限額】

補助率 3/4 上限額 50万円

常時労働者が30人以下で、かつ左記の所要額が30万円以上の場合は、上記補助率は4/5となります。

各コースの取組内容に加えて、労働者の賃金引き上げを行う場合は、人数に応じた助成金の加算があります

